

平成26年3月策定
平成27年4月改訂
平成30年3月改訂
令和4年3月改訂

1 基本的な考え方

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に、「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定され、平成29年度に「北海道いじめ防止基本方針」が改訂された。

本校では全ての教職員が人権尊重の理念に基づき、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

今後においても、全教職員はいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせない未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。また、けんかや交友関係のトラブル等の問題を解決することは変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きる力を育むことにつながることから、事案が生じた時には、実態を把握し、その解決策について全教職員の共通理解のもと指導にあたる。

＝いじめの定義＝

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。また、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することとする。

＝いじめ防止対策推進法より＝（学校いじめ防止基本方針）

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 いじめ防止等のための対策のための組織

（1）「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生活部長、養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー（SSW）、当該学級担任

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること [アンケート調査等]
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること

（2）「校内研修・職員会議・生徒指導交流会」

毎学期に一度、全教職員で全児童に対する現状や指導についての情報交換、及び共通理解を図る校内研修を実施する。職員会議の中でも随時、児童についての情報交換を行う。

児童自らがいじめ防止に取り組む指導を行う。

- ・児童総会での話し合い
- ・児童会いじめ防止運動
- ・児童会いじめゼロ宣言

3 学校におけるいじめ防止等

(1) いじめの防止

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけではなく関係機関等と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

(2) いじめの未然防止

① いじめが起きにくい学校風土・学級風土の醸成

- ・ 多くの児童がいじめ加害に巻き込まれている事実立ち、些細な行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた風土をつくりだす、「居場所づくり」の取組
- ・ いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレス）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりすることで未然防止を図る。
- ・ 発達障がい等の障がいをもつ児童が誤解を受けたり、被害を受けることがないように、交流学习等を通して、児童がお互いの人間性を理解し認め合えるような指導を進める。

② いじめに向かわない児童の育成

- ・ 児童一人ひとりが「いじめなんてくだらないよね」と言えるよう育つことを促す「絆づくり」の取組
- ・ ストレスやストレスに負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしないと伝える児童を育てる。そのために、人と関わることを喜びと感ぜられる体験をさせる。面倒だったりいやなことあつたりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたら嬉しいと感じる場や機会を大切にしていく。「自己有用感の獲得」
- ・ 「いじめはいけない」「何がいじめなのか」ということについてどの学年においても指導されるようにする。

③ 分かりやすい授業、自己存在感を実感できる行事を心がけ、児童に自尊感情を育む教育活動

- ・ すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を図る。
- ・ 「わかった、できた」「みんなと一緒に学習することが楽しい」と思えるような授業改善を図る。
- ・ 教師は、潜在的カリキュラムを意識した学級経営を心がける。
- ・ 学級内での友達の同士のふれあい、友達同士の活動等「関わり」を大切にする。
- ・ 「縦割り班活動」での異学年交流の充実を図る。
- ・ 学習規律の徹底を図る。
- ・ Q-U検査結果を生かしたり、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用したりして、児童の実態を十分に把握する。

④ 道徳の充実・人権学習の充実

- ・ 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬ振りをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを理解させる。
- ・ 全教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

⑤ 相談体制の整備

- ・ Q-U検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点等）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・ Q-U検査後に学級担任により教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。

⑥ 縦割り班活動の実施

- ・ 学校行事や児童会活動における縦割り班活動の中で、協力したり強調したりすることを学習し、人とよりよく係わる力を身につけさせる。

(3) いじめの早期発見・早期解決

① いじめの早期発見のための様々な手段

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ・「様子がおかしいな」と感じた児童がいる場合には、全職員で共有し、より大勢の目で当該児童を見守るようにする。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・「いじめアンケート」「Q-Uテスト」「教育相談週間」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校づくりを目指す。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラルの学習を取り入れる。
- ・ネットパトロールを定期的に行い早期発見、早期対応できる校内体制を整える。

② 全教職員での早期解決

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじていると同様であるということを指導する。
- ・いじめ解消の判断基準を「解決後最低3ヶ月間行為が止んでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」とし、常に状況の把握に努める。
- ・必要に応じて学校内だけでなく、関係機関等と協力して解決にあたる。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

- ・本校の「いじめ防止基本方針」について、学校便りやHP等を活用し保護者への周知を行う。
- ・いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
また、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行う。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口の利用を促す。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、躊躇することなく警察署と連携して対応する。
- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

(5) 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に子どもに対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

① 認められる懲戒（通常懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る）

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・立ち歩きの多い児童を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した児童を試合に出さずに見学させる。

(6) 学校評価の実施

- ・学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行う。

【いじめ対策年間指導計画】

	教職員の活動	指導等の内容・児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討〈生徒指導特別委員会〉 ○いじめ対策に係わる共通理解・児童に対する情報交換〈職員会議〉	○学級開き・学級ルール作り ○全校給食・縦割り班清掃 ○児童総会での話し合い	○いじめ対策についての説明・啓発〈PTA総会・参観日・学校便り〉 ○保護者との情報交換〈面談〉
5月	○Q-U検査	○遊び集会〈児童会主催〉 ○全校給食・縦割り班清掃	○保護者・地域住民との情報交換〈地域行事〉
6月	○児童に対する情報交換〈職員会議〉	○行事を通じた人間関係作り〈全校遠足〉 ○全校給食・縦割り班清掃	
7月	○自己評価の実施	○行事を通じた人間関係作り〈運動会・全校キャンプ〉 ○全校給食・縦割り班清掃	○保護者との情報交換〈学級懇談会〉
8月	○Q-U検査結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○自己評価の実態〈校内研修〉 ○児童理解研修①	○遊び集会〈児童会主催〉 ○全校給食・縦割り班清掃	○個人面談週間
9月	○児童に対する情報交換〈職員会議〉	○遊び集会〈児童会主催〉 ○全校給食・縦割り班清掃	○保護者・地域住民との情報交換〈地域行事〉
10月	○Q-U検査	○行事を通じた人間関係作り〈学芸会〉 ○全校給食・縦割り班清掃	
11月	○児童に対する情報交換〈職員会議〉	○遊び集会〈児童会主催〉 ○全校給食・縦割り班清掃	
12月	○自己評価の実施	○行事を通じた人間関係作り〈もちつき集会〉 ○全校給食・縦割り班清掃 ○学校評価の実施	○学校評価の実施 ○保護者との情報交換〈学級懇談会〉
1月	○Q-U検査結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○自己評価の実態〈校内研修〉 ○児童理解研修②	○行事を通じた人間関係作り〈長靴アイスホッケー〉 ○全校給食・縦割り班清掃	○個人面談週間
2月	○児童に対する情報交換〈職員会議〉	○行事を通じた人間関係作り〈氷上運動会・百人一首〉 ○全校給食・縦割り班清掃	○学校評価の実態〈全体懇談会〉 ○保護者との情報交換〈学級懇談会〉
3月	○児童に対する情報交換〈職員会議〉	○行事を通じた人間関係作り〈6年生を送る会〉 ○全校給食・縦割り班清掃	